

ランチ
でも

TAXI

ディナー
でも

タクシーを使って吉岐のグルメを楽しもう!

お一人様あたり
2000円分
地域限定クーポン付き「お食事+タクシー」
日帰りプラン

第2弾

ふるさとで
“心呼吸”の旅
キャンペーン

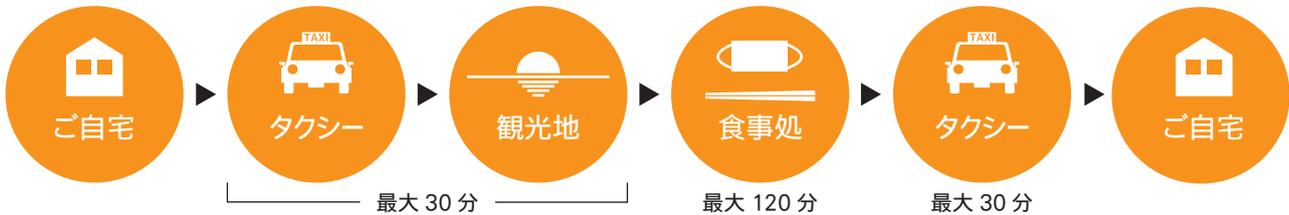
長崎県民限定

このプランは、国の地域観光事業支援により旅行代金の半額（最大 5,000 円）の助成を受けています。予算がなくなり次第販売を終了いたします。また、新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、販売を中止する場合があります。

お申し込みはインターネットまたは吉岐市観光連盟本所まで（平日営業時間のみ受付 8:30 ~ 17:15）

催行期間 2021年10月6日（水）～12月26日（日）出発・帰着
 【受付締切】 出発日の3営業日前まで 【最小催行人員】 大人2名様以上から催行
 ※このプランは、県内在住の方のみ対象となります。

プラン内容 ご自宅とお食事処までのタクシー往復と食事代がセットになった日帰りプランです！
 ハンドルキーパーも心配ご無用ですので、アルコールもゆっくりお楽しみいただけます。



注意事項

- ①往路（観光地立ち寄りを含む）・復路とも、タクシーでの移動時間は最大30分までとなります。
- ②新型コロナウイルス感染予防の観点から、お食事処での滞在時間は最大120分までとさせていただきます。
- ③ご帰宅の際のタクシー配車（出発）時間は、滞在時間に限らず最終午後9時30分となります。

プラン料金 プラン加盟店舗及びご提供する食事メニュー（お品書き）は、本紙裏面に掲載しております。また、ホームページ「吉岐観光ナビ」でもご確認ください。



ランチコース

吉岐ステラコート太安閣
「ランチ&岩盤浴・低温サウナ(90分)
(5,000円相当)+タクシー」

国民宿舎吉岐島荘
「ランチ&入浴
(5,000円相当)+タクシー」



ディナーコース



プラン加盟飲食店
「ディナー(5,000円相当)+タクシー」

利用人数	旅行代金	給付額	実負担額	クーポン	利用人数	旅行代金	給付額	実負担額	クーポン
2名	9,000	4,500	4,500	2,000	2名	10,000	5,000	5,000	2,000
3名	8,000	4,000	4,000	2,000	3名	9,000	4,500	4,500	2,000
4名	7,000	3,500	3,500	2,000	4名	8,000	4,000	4,000	2,000
小人	5,000	2,500	2,500	2,000	小人	5,000	2,500	2,500	2,000



吉岐イルカパーク&リゾートプラン
「BBQ(3,500円相当)&入園+タクシー」



プラン加盟飲食店
「ディナー(3,500円相当)+タクシー」

利用人数	旅行代金	給付額	実負担額	クーポン	利用人数	旅行代金	給付額	実負担額	クーポン
2名	8,000	4,000	4,000	2,000	2名	8,000	4,000	4,000	2,000
3名	7,000	3,500	3,500	2,000	3名	7,000	3,500	3,500	2,000
4名	6,000	3,000	3,000	2,000	4名	6,000	3,000	3,000	2,000
小人	5,000	2,500	2,500	2,000	小人	5,000	2,500	2,500	2,000

★上記料金は、小型タクシーを1台ご利用になった場合のお一人様あたり料金となります。

★中学生以上は大人料金となります。また、幼児は無料となりますが、幼児分のお食事代は実費にてご負担となります。

旅行企画
実 施

一般社団法人 吉岐市観光連盟 ☎ 0920-47-3715

長崎県知事登録旅行業 地域-172号 全国旅行業協会 正会員登録 国内旅行業務取扱管理者 高城 裕美



■プラン加盟飲食店及びお品書き

プラン	店舗名	店休日	お品書き
ランチコース			
	苓岐ステラコート太安閣	不定休	和洋・松花堂弁当 和 重：お造り、地魚の西京焼き、ねぎ出し巻き玉子、苓岐産鳥の炙り、季節の和え物、白身魚と彩り野菜のあんかけ 洋風重：ローストビーフ、サラダ、アジフライ、アスパラの豚ノリ巻き、ハンバーグ、小海老グラタン、ごはん、スープ
	国民宿舎苓岐島荘	なし	前菜、刺身、小鉢、焼き魚、茶碗蒸し、天ぷら、苓岐牛陶板焼き、うにまぜご飯、みそ汁、デザート
	苓岐イルカパーク&リゾート	なし	バーベキュー（苓岐牛、豚、鶏、ウインナー、地元野菜、おにぎり1個）
ディナーコース			
A	割烹 一富士	毎週火曜日	寿司、小鉢2点、刺身、茶碗蒸し、天ぷら、苓岐牛陶板焼、サラダ、汁、香物、果物
	三益寿司	不定休	にぎり寿司8カン、季節の炊き合わせ、苓岐牛羽釜焼き、汁物、デザート
	味処 味よし	不定休	お刺身、苓岐牛の炙り焼き、苓岐産もずく、苓州豆腐、茶碗蒸し、まぜご飯、季節の天ぷら、豚しゃぶ、お味噌汁、お新香
	お食事処 まる辰	日曜日	トラフグコース（小鉢2種、ふぐ刺、ふぐちり鍋、ふぐ雑炊、アイスクリーム）
	かもめの朝ごはん	第2・第4水曜日	あら鍋コース（先附三種盛、あら刺鉄引き、あら西京焼き、あら煮付、あら鍋、あら雑炊、香物2種盛、果物2種盛）
B	食事処 太郎	第2・第4日曜日	小鉢、刺身盛合せ、揚げ出し豆腐、てんぷら盛り、焼鳥、茶碗蒸し、細巻（2種）、汁もの、デザート
	寿司割烹 魚よし	不定休	小鉢、刺身、牛タタキ、サラダ、焼鳥、揚物、茶碗蒸し、寿司、デザート
	モカジャバカフェ大久保本店	不定休	苓岐牛ステーキコース（前菜3種、パン、パスタ、サラダ、苓岐牛ステーキ、デザート）
	割烹 豊月	火曜日	特上海鮮丼（小鉢、赤だし付き）
	味処うめしま	水曜日	特選苓岐牛盛り合わせ（ロース・カルピ・上タン・ホルモン・焼野菜・ライス・みそ汁、サラダ、コーヒー）
	苓岐牛・和牛 弦	毎週火曜日	苓岐牛赤身、苓岐牛ロース、焼野菜、ご飯、みそ汁、サラダ、漬物、小鉢、デザート（アイスクリーム）
	洋食&珈琲の店 トロル	月曜日	苓岐牛カットステーキセット（苓岐牛ステーキ130g、スープ、サラダ、ライス、コーヒー）

旅行条件書(要約)

- 本書面は、旅行業法第12条の4の定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書の一部となります。
- 募集型企画旅行契約**
1) この旅行は、一般社団法人苓岐市観光連盟が企画・募集し実施する国内旅行でありこの旅行に参加されるお客様は当連盟と募集型企画旅行契約を締結することになります。
2) 当連盟はお客様が、当連盟の定める旅行日程に従って、運送・宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配し、旅程を管理する事を引き受けます。
3) 募集型企画旅行契約の内容・条件は各コース毎に記載されている条件のほか、ご旅行お申し込み時にお渡しする旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表及び当連盟旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
- 旅行の申し込みと契約の成立**
1) 当連盟は、インターネット・郵便・ファクシミリによるお申し込みを受け付けます。旅行契約は当連盟が契約の締結を承諾し、下記申込金を受領したときに成立するものとします。（ただし、当連盟が指定する期日までに旅行代金を全額お支払いいただいた場合は、旅行代金を受領したときに成立するものとします）

旅行代金（お一人様につき）	お申し込み金
30,000円未満	6,000円以上
30,000円以上(60,000円未満)	12,000円以上

- 期間限定のプランや価格により、申込が多数予想されるプランの場合は、お申し込み方法をインターネットに限定する場合がございます。
- 郵便・ファクシミリでのお申し込みの場合、お申込書の提出が必要となります。専用用紙へ必要事項をご記入の上ご提出下さい。お電話のみでの受付はいたしません。
- お申込書の理由により会員の申し込みのクレジットカードでのお支払いができません。当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。
- クレジットカードでのお支払いは全額一括決済となります。
- コンビニエンスストア支払い、銀行振込、あとからクレジットカードでのお支払いの場合、当連盟が指定した期日までにお支払い頂きます。期日までにご入金を確認できない場合、当連盟は予約を取消する事があります。
- お申込み条件**
1) 20歳未満の方のみでお申し込みの場合は、法定代理人（親権者など）の同意が必要です。16歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
2) 最小参加人員は、特に明示をしていない限り1名様（ただし、プランによっては2名様から履行）とします。3) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、参加者の性別、年齢、資格、技能、その他の条件が当連盟の指定する条件に合致しない場合、お申し込みをお断りする場合がございます。
4) 身体に障害、慢性疾患をお持ちの方、妊娠中の方、現在健康を害している方などで特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出ください。当連盟は可能な範囲でこれに応じます。慢性疾患をお持ちの方、妊娠中の方、現在健康を害している方は医師の健康診断書を提出していただく場合がございます。この場合、旅行の実施に支障をきたすと当連盟が判断する場合は、同伴者の同行を条件とさせていただきますが、プランの一部において内容を変更する事等を契約とさせていただきます。
5) お客様が旅行中に疫病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態となったと当連盟が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかると必要な措置をとらせていただきます。これにかかる費用はおお客様のご負担となります。
6) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。
7) お客様のご都合により、旅行の行程から離脱する場合には、その旨及び復帰の有無について当連盟にご連絡いただけます。
8) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当連盟が判断する場合は、お申込みをお断りする場合がございます。
9) その他、当連盟の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合がございます。
10) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合がございます。
- 確定書面（最終行程表）**
1) 確定した旅行日程、船の便名及び宿泊施設の名前を記載した確定書面（最終行程表）を遅くとも、旅行開始日の前日までにお渡しいたします。お渡し方法は原則電子メール又はファクシミリとなります。
2) 本項の最終行程表は乗船券、クーポン類換領など、お客様が旅行サービスを受けるために必要な書面としてもご利用いただけます。
- 旅行代金のお支払い**
旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日目にあたる日より前（お申し込みが際限の場合は当連盟が指定する期日まで）にお支払い下さい。また、お客様が当連盟提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただく事があります。この場合のカード利用日は、お客様からのお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。
- 旅行代金に含まれるもの、含まれないもの**
1) パンフレットに記載された旅行日程に明示された交通費、宿泊費、食費、消費税等諸税が含まれます。
2) 旅行日程に記載のない交通費等の諸費用及び個人的性質の諸費用は含まれません。
3) お客様は万一の場合、当連盟の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。ただし、この場合は当連盟所定の用紙に所定の事項をご記入の上ご提出ください。

- お客様による旅行契約の解除・払戻し（旅行開始前）
- お客様は次に定める取消料（お一人様につき）をお支払いいただいて、いつでも旅行契約の解除をすることができます。この場合、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を引き払戻し致します。

●日帰り旅行にかかわる取消料

コース	取消料（お一人様）
旅行開始日の前日から起算して選って	日帰り旅行
①11日目に当る日以前の解除	無料
②10日目に当る日以降の解除（③～⑥を除く）	旅行代金の20%
③7日目に当る日以降の解除（④～⑥を除く）	旅行代金の30%
④旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
⑤旅行開始日の解除（⑥を除く）	旅行代金の50%
⑥旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

- 取消日とは、お客様が当連盟の営業日、営業時間に解除する旨をお申し出いただいた日とします。
- お客様は次のいずれかに該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除できます。
 - 旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。
 - 旅行開始日又は終了日の変更
 - 入場する観光地・観光施設・その他の旅行の目的地の変更
 - 運輸機関の種類又は会社名の変更
 - 運輸機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更
 - 宿泊機関の種類又は名称の変更
 - 旅行代金が増額されたとき（旅行者から、契約内容の変更の求めがあった場合を除きます）
 - 天災地変・戦乱・暴動、運輸・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施が不可能となる又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
 - 当連盟が旅行者に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。
 - 当連盟の責に帰すべき事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
 - 通信契約を締結したお客様に、払戻すべき金額が生じたときは、当連盟は、提携会社のカード会員規則に従って払戻します。この場合において、当連盟は旅行開始前の解除による払戻しにあたっては、解除の翌日から起算した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払戻すべき額を通知するものとし、お客様に当該通知を行った日をカード利用日とします。
- 添乗員の有無**
当連盟フリープランに、添乗員は同行しません。お客様が旅行サービスをうけるための手続きはお客様ご自身で行って下さい。
- 特別補償について**
当連盟は、旅行者が当旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命・身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により国内旅行2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行1万円～5万円、携行品に係る損害補償金として15万円を限度（ただし、1個又は1対についての補償限度は10万円です。）として支払います。ただし、旅行者が当連盟の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日数が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命・身体または手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払いが行われない旨について、契約書面に明示したときは、当該日は「募集旅行参加中」とは致しません。
- 個人情報の取扱いについて**
当連盟は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された、個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させて頂くほか、旅行者がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの受け及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
 - その他、当連盟は
 - 1) 当連盟及び当連盟と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内
 - 2) 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い
 - 3) アンケートのお願い
 - 4) 特典サービスの提供
 - 5) 統計資料の作成に旅行者の個人情報を利用していただくことがあります。
- ご注意**
1) ご出発後、契約内容の変更をする事はできません。
2) 交通渋滞など当連盟の責に帰すべき事由によらず、ご予約便に乗り遅れの場合、あらたに乗船券をご購入いただきます。また、ご予約便の乗船料の払い戻しはございません。
3) 悪天候など、予約便が欠航となった場合は、旅行代金を全額払い戻いたします。
- 予約準地**
本旅行条件説明書面に記載のない事項は当連盟の旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）に定めるところによります。
- ご旅行条件・ご旅行代金の基準**
この旅行条件は2021年4月1日を基準としています。また旅行代金は2021年4月1日現在の有効な運賃・規則を基準としています。

■旅行条件：実施の範囲

◇当連盟が募集型企画旅行を実施出来る（出発地・目的地・宿泊地・帰着地）範囲は次の市町村です。福岡市・唐津市・対馬市（通過地は除く）

旅行プランの詳細は、苓岐市公式観光ポータルサイト「苓岐観光ナビ」をチェック!

<https://www.ikikankou.com>

